

第二次熊本県再犯防止推進計画の策定について

令和6年2月27日
くらしの安全推進課

1 趣旨

「再犯の防止等の推進に関する法律（以下、再犯防止推進法）」に基づき、国、市町村、民間団体等と連携しながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進し、犯罪をした者等が再び犯罪を犯すことなく暮らせる社会を実現するとともに、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的として、県が国の計画を勘案し、策定するもの。

本県では、令和3年3月に「熊本県再犯防止推進計画」を策定しているが、当計画の期間が令和5年度までのため、令和6年度からの計画を策定するもの。

2 計画期間

5年間（令和6年度～令和10年度）
※国の計画（令和5年度～令和9年度）

3 計画の概要

（1）計画策定の視点と主な変更点

再犯防止は国と連携して施策を推進する必要があることから、基本方針・重点課題は国の「第二次再犯防止推進計画」に準じた内容とし、『新たな保護司の人材確保の支援』等の新たな取組を追加した。

（2）対象者

再犯防止推進法第2条第1項で定める犯罪をした者等
（犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者）

（3）成果目標

【目 標】本県における刑法犯検挙者数中の再犯者数をさらに減少させる
【基準値】現行の「熊本県再犯防止推進計画」の目標である1,069人

（4）主な施策（※詳細は別紙参照）

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービス利用の促進等
- ③非行の防止と学校等と連携した修学支援
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動促進等
- ⑥地域による包摂の推進
- ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

（5）計画の推進体制

熊本県再犯防止推進連絡協議会（国、市町村、民間団体等で構成）及び熊本県再犯防止推進計画策定庁内連絡会議（知事部局・教育庁・県警本部で構成）において、県の施策について定期的に進捗状況を確認し、情報共有を行うことで効果的な施策の推進を図る。

第二次熊本県再犯防止推進計画の概要

第1章 計画の基本的事項

- | | | |
|----|---------|-----------------------------|
| 第1 | 計画策定の目的 | 安全で安心して暮らせる社会の実現 |
| 第2 | 計画の位置付け | 再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画 |
| 第3 | 計画の期間 | 令和6年度から令和10年度までの5年間 |
| 第4 | 施策の対象者 | 再犯防止推進法第2条第1項で定める犯罪をした者等 |

第2章 再犯防止を取り巻く状況

- | | | |
|----|--------------------------|---|
| 第1 | 刑法犯検挙者中の再犯者の状況 | } |
| 第2 | 「熊本県再犯防止推進計画」で掲げた参考指標の状況 | |

刑法犯検挙者中の約半数が再犯者という状況が続く。現在の計画目標は令和3年に達成。

第3章 基本方針・重点課題・成果目標

- | | | |
|----|-------------------|----------------------------------|
| 第1 | 基本方針 | 国の基本方針を踏まえ、5つの基本方針を設定 |
| 第2 | 重点課題 | 法で規定する基本的施策及び国の計画を勘案し、7つの重点課題を設定 |
| 第3 | 再犯の防止等に関する施策の成果目標 | |

「熊本県再犯防止推進計画」及び国の「第二次再犯防止推進計画」の目標を勘案し設定

【目標】 本県における刑法犯検挙者数中の再犯者数をさらに減少させる

【基準値】 「熊本県再犯防止推進計画（令和3年3月策定）」の目標である1,069人

第4章 今後取り組んでいく施策

- | | |
|----|--------------------------|
| 第1 | 就労・住居の確保等 |
| 1 | 就労の確保 |
| 2 | 住居の確保 |
| 第2 | 保健医療・福祉サービス利用の促進等 |
| 1 | 高齢者・障がいがある人への支援 |
| 2 | 薬物依存を有する人への支援 |
| 第3 | 非行の防止と学校等と連携した修学支援 |
| 第4 | 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等 |
| 1 | 性犯罪加害防止のための取組 |
| 2 | ストーカー加害防止のための取組 |
| 3 | 暴力団員の社会復帰に対する支援 |
| 第5 | 民間協力者の活動促進等 |
| 第6 | 地域による包摂の推進 |
| 第7 | 再犯防止に向けた基盤の整備等 |

*重点課題ごとの具体的な取組を記載

○現状・課題

○国・民間団体の取組状況

○県の施策

※再犯防止を主目的とした施策だけでなく、再犯防止に資するものも記載